

平成 26 年 7 月 25 日
市町村課財政担当、税政担当
担当者 原田、水田、山下、古沢、田中
内線 1339、1344
直通 0952-25-7024
E-mail shichouson@pref.saga.lg.jp

平成 26 年度普通交付税等決定額（佐賀縣市町分）をお知らせします

1 普通交付税等交付決定額

- (1) 普通交付税交付決定額 91,250,098 千円
(2) 臨時財政対策債発行可能額 14,543,926 千円

(参考)

○対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	増減率	全国市町村総額の率
基準財政需要額	(177,259,015)	(177,072,231)	(186,784)	(0.1)	
A	175,242,708	175,026,231	216,477	0.1	0.3
基準財政収入額	(86,005,827)	(83,343,734)	(2,662,093)	(3.2)	
B	83,853,739	81,137,811	2,715,928	3.3	1.9
交付基準額 (A-B)					
C	91,388,969	93,888,420	△2,499,451	△2.7	△2.5
調整額	138,871	115,788	23,083	19.9	—
D	<0.000792444>	<0.000661556>			
普通交付税額 (C-D)	91,250,098	93,772,632	△2,522,534	△2.7	△2.6
臨時財政対策債発行可能額	14,543,926	15,787,479	△1,243,553	△7.9	△7.7
計	105,794,024	109,560,111	△3,766,087	△3.4	△3.8

注) 上段 () 書き：県内市町合計の数値

下段：財源不足団体（平成 25、26 年度ともに玄海町除き）の数値

※ 臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、平成 26 年度から平成 28 年度の間、地方財政法第 5 条の特例として発行されるもの。（平成 13 年度から平成 25 年度の間においても同様に発行）

- 2 地方特例交付金交付決定額 368,912 千円
対前年度比 +18,436 千円 (+5.3%)

※ 地方特例交付金は、各都道府県及び各市町村の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を行うことによる減収見込額を補填するもの。

◆ 上記 1、2 の市町別決定額等の詳細は、別紙 1、2 のとおり。

(参考) 平成 26 年度佐賀県（市町分）の普通交付税等の状況

- 普通交付税は対前年度比 2.7%減（平成 24 年度以来 2 年ぶりの減）
- 普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額では対前年度比 3.4%減（平成 24 年度以来 2 年ぶりの減）

(1) 今年度の普通交付税の特徴

ア 基準財政需要額は、2 億 16 百万円（+0.1%）の増（財源不足団体ベース）。

<交付税増要因>

単位費用の増等により、消防費が 4 億 31 百万円（+3.5%）の増、高齢者社会福祉費（75 歳以上人口）が 3 億 56 百万円（+3.7%）の増、社会福祉費が 1 億 19 百万円（+0.6%）の増となった。

また、地域の元気創造事業費が新設されたことにより、30 億 39 百万円（皆増）の増となった。

その他、地方債の元利償還金の増等により、公債費が 19 億 64 百万円（+9.4%）の増となった。

<交付税減要因>

単位費用の減等により、総務費及び企画費等を包括的に算定する包括算定経費（人口）が 13 億 72 百万円（△5.3%）の減、地域振興費（人口）が 11 億 64 百万円（△20.2%）の減、地域経済・雇用対策費が 9 億 44 百万円（△25.6%）の減となった。

また、臨時費目の地域の元気づくり推進費が廃止されたことにより、11 億 60 百万円（皆減）の減となった。

イ 基準財政収入額は、27 億 16 百万円（+3.3%）の増（財源不足団体ベース）。

<交付税増要因>

自動車取得税の税率の引下げにより、自動車取得税交付金が 2 億 41 百万円（△52.4%）の減となった。

また、近年の健康志向の上昇等による、たばこの売渡し本数の減等により、市町村たばこ税が 2 億 6 百万円（△4.1%）の減となった。

その他、土地の価格の下落等により、固定資産税（土地）が 1 億 48 百万円（△1.4%）の減となった。

<交付税減要因>

本年 4 月から消費税率の引上げに伴い、引上げ分を 100%算入することとなった地方消費税交付金が 14 億 44 百万円（+24.1%）の増となった。

また、企業収益の増加等により、市町村民税（法人税割）が 8 億 47 百万円（+19.4%）の増、新築家屋の評価額が減少家屋の評価額を上

回ったことにより、固定資産税（家屋）が 3 億 58 百万円（+2.4%）の増となった。

その他、企業の設備投資の増加等により、固定資産税（償却資産）が 1 億 47 百万円（+2.3%）の増、本年度から 10 年間、復興増税分として 500 円が上乗せされたことにより、市町村民税均等割（個人）が 1 億 44 百万円（+17.2%）の増となった。

ウ 合併算定替の適用

- ・ 平成 16 年度以降に合併した佐賀市等 10 市町については、いずれの団体においても合併算定替*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用している。
- ・ 10 市町の普通交付税における合併算定替の額と一本算定の額を比較すると、合併算定替の額（733 億 3 百万円）が一本算定の額（571 億 17 百万円）を 161 億 86 百万円（28.3%増加）上回っている。

◆ 上記ウの市町別算定額等の詳細については、別紙 3 のとおり。

* 合併算定替

合併算定替とは、合併前の旧市町村単位で算定した財源不足額の合計額と合併後の新市町で算定した財源不足額（一本算定）とを比較して、前者の算定額が大きい場合に、その財源不足額の合計額を当該市町の財源不足額として交付税を算定する特例措置である。

特例期間は合併後最大 10 年間で、続く 5 年間は激変緩和措置が行われ、段階的に縮減をしながら一本算定に移行していくことになる。

(2) 各市町の普通交付税の増減状況

各市町の普通交付税額は、各団体の基準財政需要額、臨時財政対策債振替額及び基準財政収入額の伸び率の相違等により差が生じているが、本年度は不交付団体の玄海町を除き、15 市町において対前年度比減少、4 市町において対前年度比増加となっている。

○ 増加率の大きな団体は、下記のとおり。

- | | | | |
|-----------|---------|---|---|
| <1> 小 城 市 | (+2.3%) | … | 単位費用の増による消防費等の増、地方債元利償還金の増による公債費の増等 |
| <2> みやき町 | (+1.5%) | … | 単位費用の増による消防費等の増、地方債元利償還金の増による公債費の増等 |
| <3> 大 町 町 | (+0.6%) | … | 固定資産税の課税免除の増、固定資産税（償却資産）の減、市町村民税（法人税割）の減等 |

○ 減少率の大きな団体は、下記のとおり。

- | | | |
|-------------------|---|--|
| <1> 鳥栖市 (△27.0%) | … | 地方消費税交付金の増、固定資産税（償却資産）の増、市町村民税（所得割）の増等 |
| <2> 伊万里市 (△10.6%) | … | 市町村民税（法人税割）の増、固定資産税の課税免除の減、地方消費税交付金の増等 |
| <3> 上峰町 (△7.6%) | … | 市町村民税（法人税割）の増、地方消費税交付金の増等 |

(3) 不交付団体

県内 20 市町のうち平成 26 年度普通交付税不交付団体は玄海町のみ。玄海町は、平成 7 年度以降 20 年連続で不交付団体となっている。

(4) その他

ア 消費税・地方消費税の引上げに伴う算定

平成 26 年 4 月からの消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額については、基準財政需要額に 100%算入され、また、地方消費税引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分についても、基準財政収入額に 100%算入された。

イ 地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定

平成 25 年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定したところであるが、平成 26 年度は給与削減が行われないことから、関係費目の単位費用が見直された。

ウ 「地域の元気創造事業費」の新設

地方財政計画に計上された「地域の元気創造事業費」に対応するため、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映する基準財政需要額の臨時費目「地域の元気創造推進費」が新設された。

(算定額：30 億 39 百万円 (財源不足団体ベース))

◆ 上記ウの市町別算定額等の詳細については、別紙 4 のとおり。